

平成30年 第3回 飯塚市議会定例会 追加議案

[illegible]

飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月12日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

市長、副市長等及び飯塚市議会議員が公開する資産等の内容の見直しを行うため、また、資産等報告書の審査等を担回事務とする附属機関を設置するため、本案を提出するものである。

飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を 改正する条例

飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例(平成28年飯塚市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条から第6条までを次のように改める。

(資産等報告書の提出義務等)

第2条 市長、副市長等及び議員は、毎年1月1日の資産、地位及び肩書並びに前年1年間の収入及び贈与について、毎年5月31日までに次条に定める資産等報告書を、市長にあっては作成し、副市長等にあっては市長に提出し、議員にあっては市議会議長(以下「議長」という。)に提出しなければならない。

2 市長及び議長は、前項の規定により作成され、又は提出された資産等報告書を、その期限から15日以内に、市民の閲覧に供しなければならない。

3 資産等報告書の閲覧期間は、閲覧開始の日から報告義務者の任期が満了する日までとする。

(資産等報告書)

第3条 資産等報告書には、次の各号に掲げる事項を記入するものとし、その疎明資料として確定申告書、源泉徴収票の写しを添付するものとする。

(1) 資産 価額が10万円未満のものは、除く。ただし、税金滞納額及び市長の資産は、その全額とする。

ア 不動産 物件ごとの明細及び価額

イ 動産、債権及び債務 明細及び価額又は金額。ただし、本人が現に居住の用に供している備品並びに3親等以内の親族間の債権・債務を除く。

ウ 公債、社債、株券、出資その他の有価証券又は先物商品 明細、期日及び価額

エ 不動産権益 種別、期日及び価額

オ イのただし書の規定は、市長には適用しない。また、市長にあつては、親族間の債権・債務は、生計を一にする親族からのものを除く。

(2) 地位及び肩書

ア 企業その他の団体(宗教的、社交的及び政治的団体を除く。)において有するすべての地位及び肩書

イ 公職を退いた後の雇用に関する契約その他の取決めについての当事者及び条件

(3) 収入及び贈与

ア 給与、報酬、配当金、利子、賃貸料、謝礼金その他これらに類する収入出所及び金額。ただし、1出所当たり3万円未満のものを除く。

イ 贈与及びもてなし(交通、宿泊、飲食、娯楽等に係るものをいう。) 出所、内容及びその価額又は金額。ただし、1出所当たり3万円未満の贈与及び3万円未満のもてなしを除く。

ウ アのただし書の規定は、市長には適用しない。

(飯塚市資産等報告書審査会の設置)

第4条 資産等報告書の審査その他の処理を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、飯塚市資産等報告書審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の委員は4人以内とし、資産等報告書の審査に関し、識見を有する者の中から市長が委嘱する。

3 審査会の委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員定数の過半数の同意を要する。

5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後

も、同様とする。

(資産等報告書の審査)

第5条 議長は、第2条第1項の規定により提出された資産等報告書の写しを市長に送付し、市長は、市長及び副市長等の資産等報告書の写しとともに、これを毎年6月15日までに審査会に提出し審査を求めなければならない。

2 審査会は、資産等報告書に疑義があるときは、報告義務者からの事情聴取等必要な調査を行うことができる。

3 審査会は、第1項の規定により審査を求められたときは、審査を求められた日から起算して60日以内に意見書を作成し市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された意見書のうち議員に係る意見書を議長に送付しなければならない。

(審査結果の閲覧)

第6条 市長及び議長は、前条第3項の規定により提出された意見書を提出された日から起算して15日以内に市民の閲覧に供しなければならない。

2 意見書の閲覧期間については、第2条第3項の規定を準用する。

第7条から第11条までを削り、第12条を第7条とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年1月1日以降に作成され、又は提出される資産等報告書から適用する。

(市長等の資産等報告書等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日前までに、この条例による改正前の飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例の規定に基づいて市長が作成し、副市長等が市長に提出し、及び議員が議長に提出した資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の保存及び閲覧の請求については、なお従前の例による。

飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例案 資料(新旧対照表)

新	旧
<u>(資産等報告書の提出義務等)</u> 第2条 市長、副市長等及び議員は、毎年1月1日の資産、地位及び肩書並びに前年1年間の収入及び贈与について、毎年5月31日までに次条に定める資産等報告書を、市長にあっては作成し、副市長等にあっては市長に提出し、議員にあっては市議会議長(以下「議長」という。)に提出しなければならない。 2 市長及び議長は、前項の規定により作成され、又は提出された資産等報告書を、その期限から15日以内に、市民の閲覧に供しなければならない。 3 資産等報告書の閲覧期間は、閲覧開始の日から報告義務者の任期が満了する日までとする。 <u>(資産等報告書)</u>	<u>(市長の資産等報告書等の作成)</u> 第2条 市長は、その任期開始の日(再選挙により市長となった者にあってはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第259条の2の規定の適用がある者にあっては当該者の退職の申立てがあったことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた市長にあってはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、作成しなければならない。 (1) 土地(信託している土地(自己が帰属権利者であるものに限る。)を含む。)所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続(被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。)により取得した場合は、その旨 (2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨 (3) 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨 (4) 預金(当座預金及び普通預金を除く。)及び貯金(普通貯金を除く。) 預金及び貯金の額 (5) 有価証券(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。) 種類及び種類ごとの額面金額の総額(株券(株券が発行されていない場合にあっては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。)にあっては、株式の銘柄及び株数) (6) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品(取得価格が100万円を超えるものに限る。) 種類及び数量 (7) ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。) ゴルフ場の名称 (8) 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。) 貸付金の額 (9) 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。) 借入金の額 2 市長は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった前項各号に掲げる資産等であって12月31日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の5月1日から同月31日までの間に、作成しなければならない。 <u>(副市長等の資産等報告書等の提出)</u>

第3条 資産等報告書には、次の各号に掲げる事項を記入するものとし、その疎明資料として確定申告書、源泉徴収票の写しを添付するものとする。

(1) 資産 価額が10万円未満のものは、除く。ただし、税金滞納額及び市長の資産は、その全額とする。

ア 不動産 物件ごとの明細及び価額

イ 動産、債権及び債務 明細及び価額又は金額。ただし、本人が現に居住の用に供している備品並びに3親等以内の親族間の債権・債務を除く。

ウ 公債、社債、株券、出資その他の有価証券又は先物商品 明細、期日及び価額

エ 不動産権益 種別、期日及び価額

オ イのただし書の規定は、市長には適用しない。また、市長にあっては、親族間の債権・債務は、生計を一にする親族からのものを除く。

(2) 地位及び肩書

ア 企業その他の団体(宗教的、社交的及び政治的団体を除く。)において有するすべての地位及び肩書

イ 公職を退いた後の雇用に関する契約その他の取決めにについての当事者及び条件

(3) 収入及び贈与

ア 給与、報酬、配当金、利子、賃貸料、謝礼金その他これらに類する収入出所及び金額。ただし、1出所当たり3万円未満のものを除く。

イ 贈与及びもてなし(交通、宿泊、飲食、娯楽等に係るものをいう。) 出所、内容及びその価額又は金額。ただし、1出所当たり3万円未満の贈与及び3万円未満のもてなしを除く。

ウ アのただし書の規定は、市長には適用しない。

(飯塚市資産等報告書審査会の設置)

第4条 資産等報告書の審査その他の処理を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、飯塚市資産等報告書審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の委員は、4人以内とし、資産等報告書の審査に関し、識見を有する者の中から市長が委嘱する。

3 審査会の委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員定数の過半数の同意を要する。

5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第3条 副市長等は、その任期開始の日において有する前条第1項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。

2 副市長等は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった前条第1項各号に掲げる資産等であって12月31日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の5月1日から同月31日までの間に、市長に提出しなければならない。

(議員の資産等報告書等の提出)

第4条 議員は、その任期開始の日(再選挙、補欠選挙又は増員選挙により議員となった者にあってはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた議員にあってはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)において有する第2条第1項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、市議会議長(以下「議長」という。)に提出しなければならない。

2 議員は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった第2条第1項各号に掲げる資産等であって12月31日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の5月1日から同月31日までの間に、議長に提出しなければならない。

(資産等報告書の審査)

第5条 議長は、第2条第1項の規定により提出された資産等報告書の写しを市長に送付し、市長は、市長及び副市長等の資産等報告書の写しとともに、これを毎年6月15日までに審査会に提出し審査を求めなければならない。

2 審査会は、資産等報告書に疑義があるときは、報告義務者からの事情聴取等必要な調査を行うことができる。

3 審査会は、第1項の規定により審査を求められたときは、審査を求められた日から起算して60日以内に意見書を作成し市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された意見書のうち議員に係る意見書を議長に送付しなければならない。

(審査結果の閲覧)

第6条 市長及び議長は、前条第3項の規定により提出された意見書を提出された日から起算して15日以内に市民の閲覧に供しなければならない。

2 意見書の閲覧期間については、第2条第3項の規定を準用する。

(市長の所得等報告書の作成)

第5条 市長(前年1年間を通じて市長であった者(任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、当該市長でない期間を除き前年1年間を通じて市長であった者)に限る。)は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、5月1日から同月31日までの間(当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、同月1日から再び市長となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、作成しなければならない。

(1) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額(当該金額が100万円を超える場合にあつては、当該金額及びその基因となった事実)

ア 総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第22条第2項に規定する総所得金額をいう。)及び山林所得金額(同条第3項に規定する山林所得金額をいう。)に係る各種所得の金額(同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。)

イ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて規則で定めるもの

(2) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格(相続税法(昭和25年法律第73号)第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。)

(副市長等の所得等報告書の提出)

第6条 副市長等(前年1年間を通じて副市長等であった者(任期満了により副市長等でない期間がある者で当該任期満了による選任により再び副市長等となったものにあつては、当該副市長等でない期間を除き前年1年間を通じて副市長等であった者)に限る。)は、前条各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、5月1日から同月31日までの間(当該期間内に任期満了により副市長等でない期間がある者で当該任期満了による選任により再び副市長等となったものにあつては、同月1日から再び副市長等となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、市長に提出しなければならない。

(議員の所得等報告書の提出)

第7条 議員(前年1年間を通じて議員であった者(任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、当該議員でない期間を除き前年1年間を通じて議員であった者)に限る。)は、第5条各号に掲げる金額及び課税価

格を記載した所得等報告書を、毎年、5月1日から同月31日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、同月1日から再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、議長に提出しなければならない。

(市長の関連会社等報告書の作成)

第8条 市長は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条から第10条までにおいて同じ。)の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、5月1日から同月31日までの間(当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、同月1日から再び市長となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、作成しなければならない。

(副市長等の関連会社等報告書の提出)

第9条 副市長等は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、5月1日から同月31日までの間(当該期間内に任期満了により副市長等でない期間がある者で当該任期満了による選任により再び副市長等となったものにあつては、同月1日から再び副市長等となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、市長に提出しなければならない。

(議員の関連会社等報告書の提出)

第10条 議員は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、5月1日から同月31日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、同月1日から再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、議長に提出しなければならない。

(資産等報告書等の保存及び閲覧)

第11条 第2条から前条までの規定により作成され、又は提出された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書は、市長又は議長において、これらを作成し、又は提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、市長又は議長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書

(委任)
第7条 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年1月1日以降に作成され、又は提出される資産等報告書から適用する。
(市長等の資産等報告書等に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日前までに、この条例による改正前の飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例の規定に基づいて市長が作成し、副市長等が市長に提出し、及び議員が議長に提出した資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の保存及び閲覧の請求については、なお従前の例による。

及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。

(委任)
第12条 (略)

契約の締結(立岩交流センター建設工事)

立岩交流センター建設工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。

平成30年9月12日提出

飯塚市長 片 峯 誠

- 1 工事名 立岩交流センター建設工事
- 2 工事場所 飯塚市新立岩地内
- 3 契約金額 354,240,000円
- 4 受注者 福岡市中央区荒戸二丁目1番5号
鉄建建設株式会社 九州支店
執行役員支店長 魚谷 和亮
- 5 契約の方法 条件付き一般競争入札(総合評価落札方式)

提案理由

工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例(平成18年飯塚市条例第56号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

工事請負議案資料

入札概要

工 事 名	立岩交流センター建設工事
工 期	本契約として認められた日から2019年8月30日まで
予 定 価 格 (A)	357,645,240 円 (うち消費税 26,492,240 円) (331,153,000 円 税抜)
低入札調査基準価格	321,879,960 円 (うち消費税 23,842,960 円) (298,037,000 円 税抜)
失 格 基 準 価 格	302,709,960 円 (うち消費税 22,422,960 円) (280,287,000 円 税抜)
落 札 額 (B)	354,240,000 円 (うち消費税 26,240,000 円) (328,000,000 円 税抜)
落 札 率 (B/A) (小数点第3位以下切捨)	99.04 %
評 価 値	34.848
落 札 者 名	鉄建建設株式会社 九州支店
入 札 日	平成30年9月4日

条件付き一般競争入札(総合評価落札方式)

入札参加業者名	入札金額(税抜)	評価点	評価値	摘要
西松建設株式会社 九州支社	350,000,000	—	—	失格
株式会社ナカノフドー建設 九州支社	331,153,000	111.9	33.791	
鉄建建設株式会社 九州支店	328,000,000	114.3	34.848	落札

評価値：技術評価点(標準点+加算点)/入札金額×定数(100,000,000)
(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位まで表記)

施 設 概 要

立岩交流センター

- ・交流センター 鉄筋コンクリート造2階建

延床面積 1,137.06m² 1棟

- ・倉庫 鉄骨造平家建 延床面積 14.71m² 2棟

- ・駐輪場 鉄骨造平家建 延床面積 16.74m² 1棟

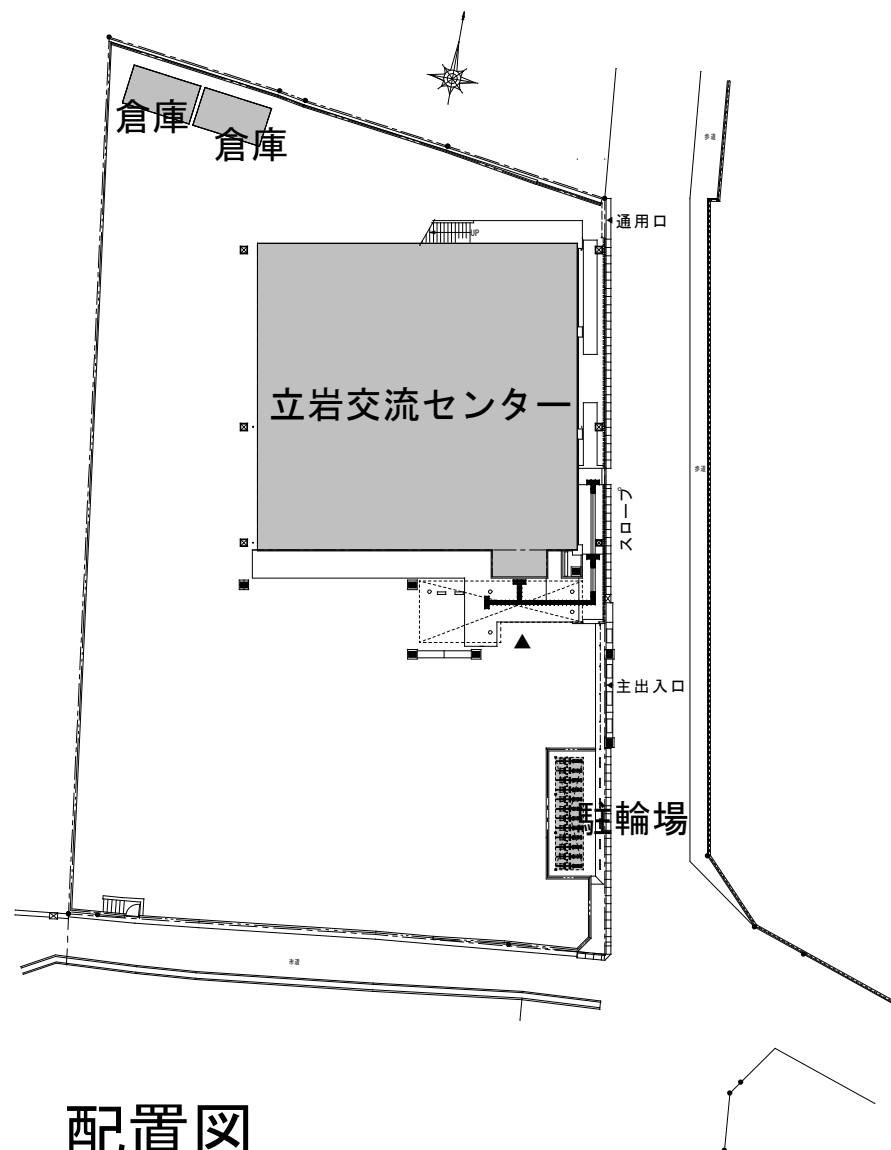
外 部 仕 上 表

外 壁	タイル貼り、外装薄塗材E
屋 根	アスファルト防水保護コンクリート押え
建 具	アルミサッシ・スチールサッシ

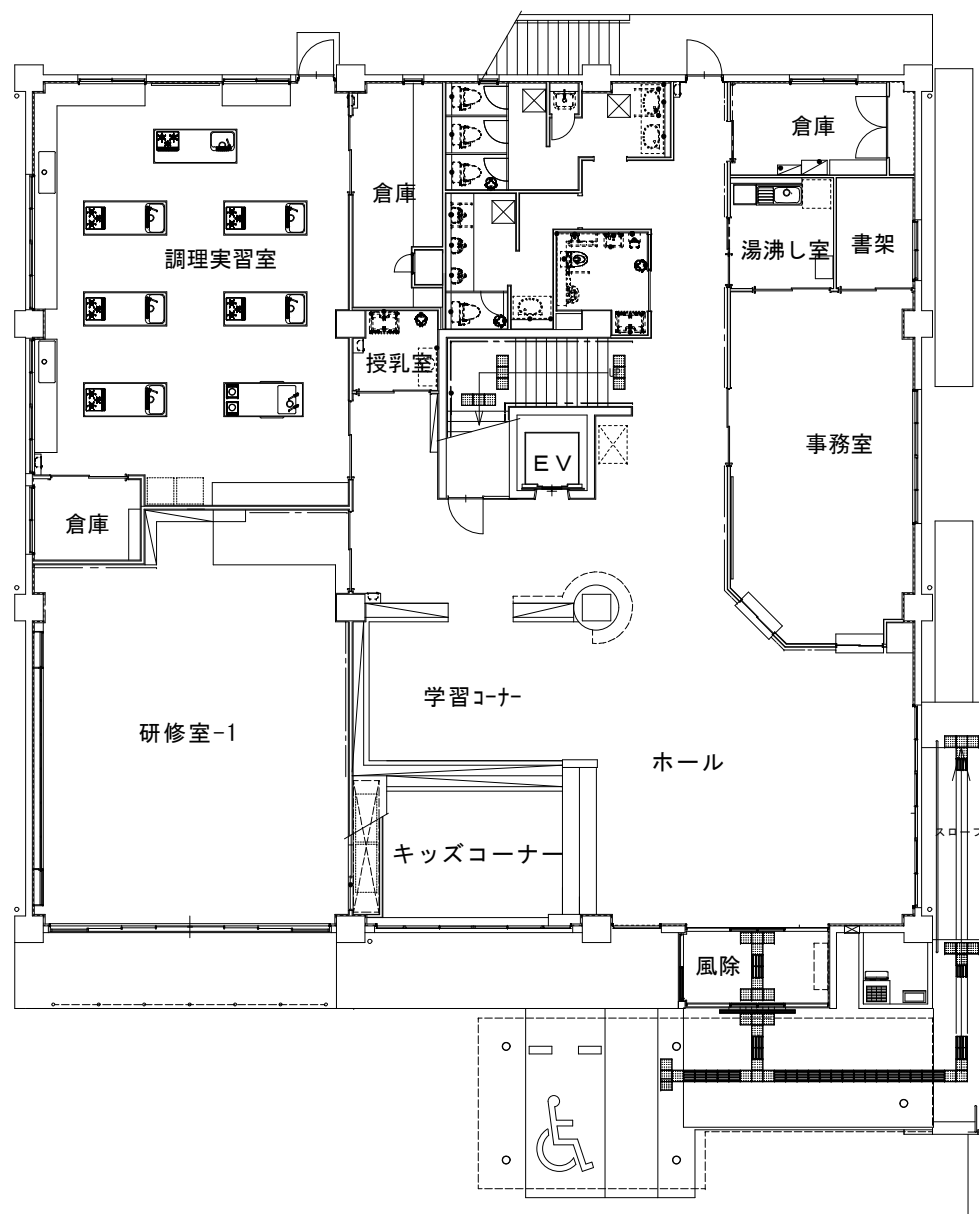
内 部 仕 上 表(主要居室)

室 名	床	壁	天 井
1階ホール	タイル貼り	二丁掛タイル貼り	石膏ボード +EP塗
キッズコーナー・学習 コーナー	タイルカーペット	ビニルクロス貼り 腰壁：不燃化粧板貼り	石膏ボード +EP塗
事務室	鋼製床＋タイルカー ペット	ビニルクロス貼り	岩綿吸音板
研修室－1	鋼製床＋フローリ ング貼り	ビニルクロス貼り 腰壁：不燃化粧板貼り	岩綿吸音板
調理実習室	長尺塩ビシート貼 り	ビニルクロス貼り	ケイカル板 +EP塗
研修室－ 2, 3, 4, 5, 6	長尺塩ビシート貼 り	ビニルクロス貼り	岩綿吸音板
2階ホール	長尺塩ビシート貼 り	ビニルクロス貼り	石膏ボード +EP塗
階段 (共通)	長尺塩ビシート	石膏ボード下地 +ビニルクロス貼り 腰壁：不燃化粧板貼り	岩綿吸音板
廊下 (共通)	長尺塩ビシート	石膏ボード下地 +クロス	岩綿吸音板
トイレ (共通)	長尺塩ビシート	耐水石膏ボード下地 +珪藻土塗り 腰壁：タイル貼り	ケイカル板 +EP塗
倉庫 (共通)	長尺塩ビシート	石膏ボード下地 +EP塗	ケイカル板 +EP塗

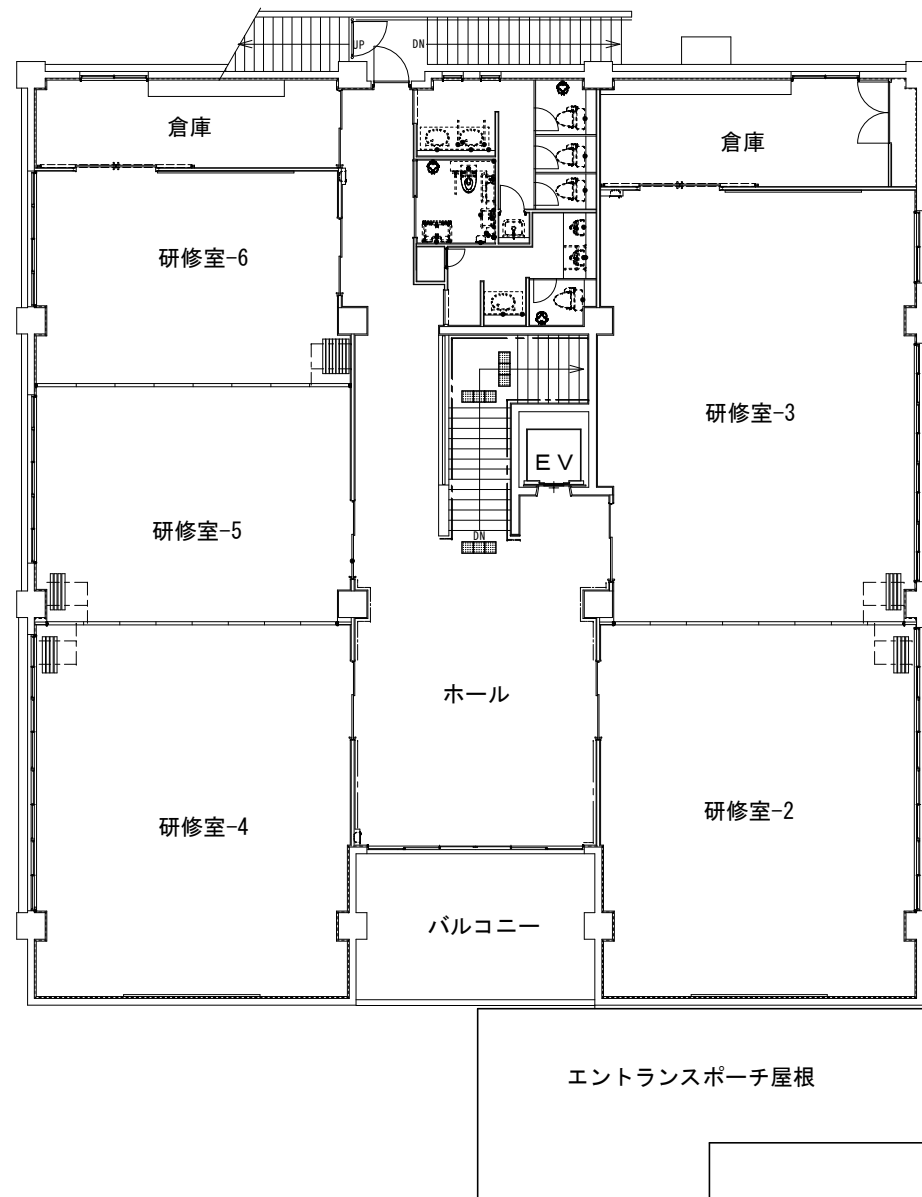




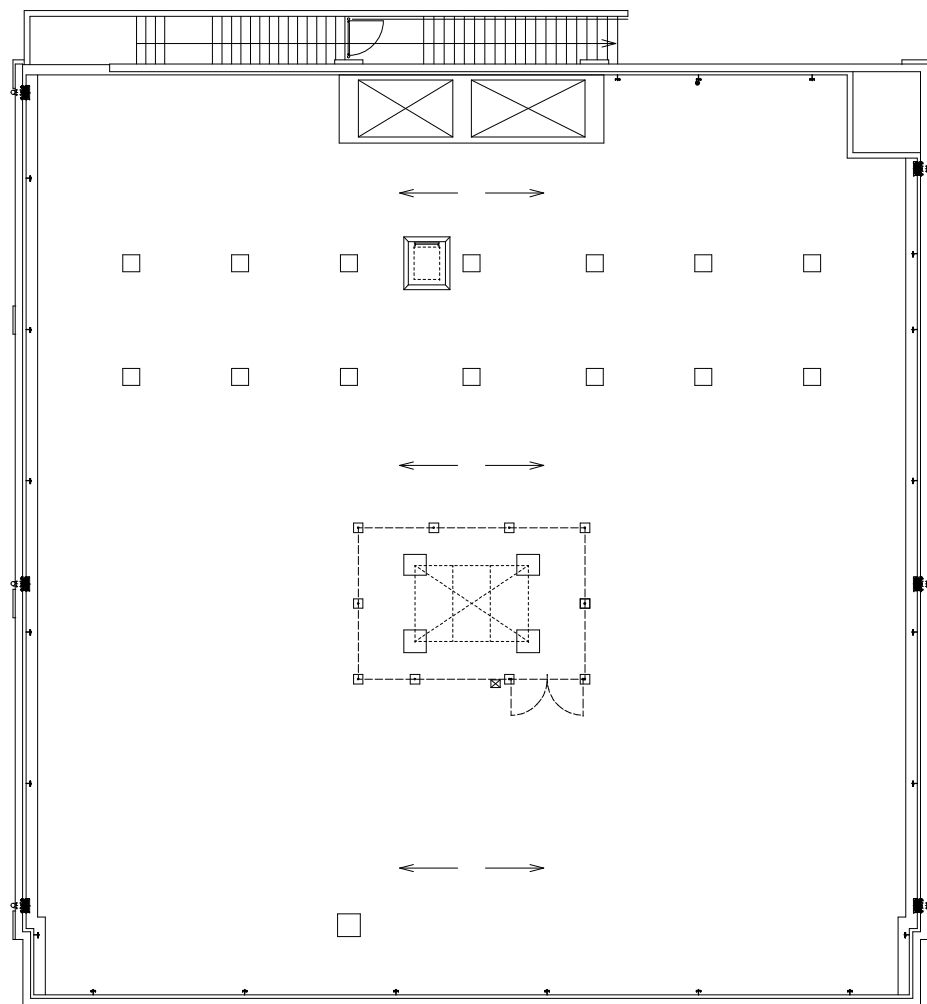
配置図



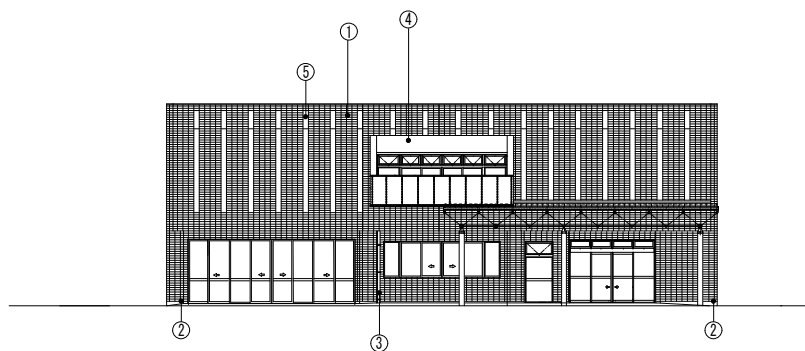
1階平面図



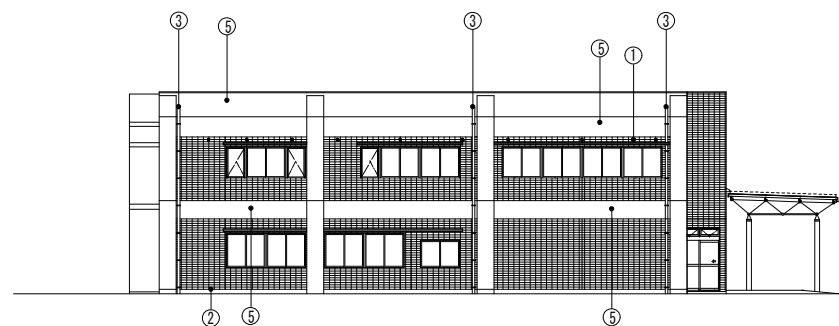
2 階平面図



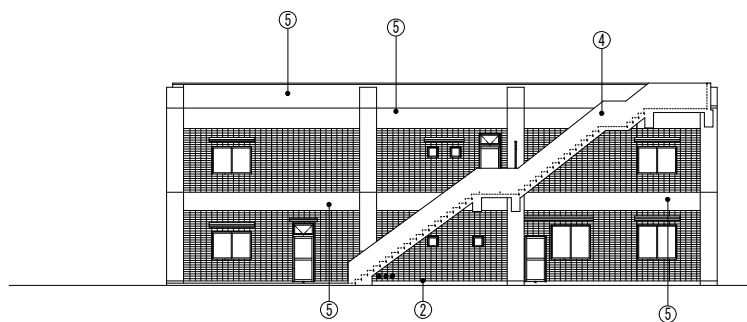
R階平面図



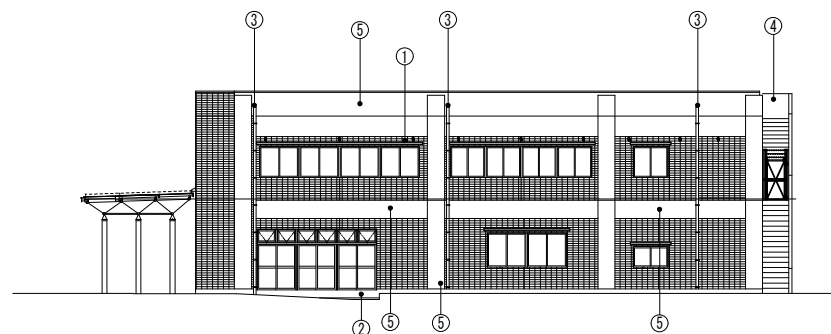
南立面



西立面



北立面



東立面

①	タイル張り
②	根回り：コンクリート打放し補修
③	縦樋 VP100φ
④	コンクリート打放し補修下地 複層塗材吹付RE
⑤	コンクリート打放し補修下地 外装薄塗材E

専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

平成30年9月6日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年9月12日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 51,210円

1 事故発生の日時、場所

平成30年1月22日(月) 午後1時20分頃

熊本県山鹿市鹿央町梅木谷付近(九州自動車道下り線 菊水IC～植木IC間)

2 事故の概要

人事課職員が、熊本県内の町への出張のため九州自動車道下り線を走行中、不注意により走行車線左側にある道路付属物であるガードロープに接触し、損傷させたものである。

3 損害の状況

物的損害 相手方 ガードロープ(道路付属物)損傷

4 和解の内容

(1) この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。

(2) 市は、相手方の復旧に必要な費用の51,210円を相手方に支払う。

(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申し立て又は請求をしない。

5 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分	損 害 額	負担区分	
		市	相手方

			過失割合100%	過失割合0%
相手方	復旧費	51,210円	51,210円	0円

6 事故現場見取図

